

第五回國會議院
內閣委員會
議錄第二十五號

808

対の態度をとりましたし、現在審議されております定員法につきましても、今までの審議過程から行きまじしたならば、反対の態度をとらざるを得ないのでありまして、こういう意味におきまして、社会党としては反対の意を表します。

○齋藤委員長 有田君。

○有田(憲)委員 私は民主党を代表いたしまして、本修正案並びにそれを除いた原案に賛成をいたします。但し賠償関係は、今回相当大きな変更が加えられました。つきましてはすみやかに政府は賠償の機構に、これに伴う改変をなす必要があると考えます。その事態が明確になつたときをつかんで、政府は善処せんことを希望して本案に賛成します。

○齋藤委員長 木村君。

○木村(樂)委員 私は日本共産党を代表して、賠償臨時設置法の一部を改正する法律案並びに民主自由党の修正案にも反対をいたします。

反対の理由は、各省設置法案の場合に申し述べた点と大体大差ありませんが、特に賠償臨時設置法は外務省にも関連し、大蔵省にも関連する。そういうふうなことを検討してみますと、きわめて矛盾が多い。このようなことではこの賠償法を通して日本のある特定のものが出るといふ機会を與える危険性が多い。また國家行政組織法の上から言つても、この中には相当大きな法律上の疑義の点がたくさんある。こういう一たつた観点から、この賠償臨時設置法の一部を改正する法律案には反対の意を表明する次第です。

○齋藤委員長 小林君。

○小林(信)委員 新政治協議会が本案

並びに修正案に対して反対であります。反対の理由は省略いたします。

○齋藤委員長 鈴木君。

○鈴木(幹)委員 民主党を代表いたしまして、本案並びに修正案に賛成をいたします。有田委員と同じような希望を申し添えて、ことを御留意願いたしたいと思います。

○齋藤委員長 これで討論は終結いたしました。

これより採決に入ります。まず本修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よつて本案はただいまの修正案通りに修正議決いたしました。

○齋藤委員長 次は行政機関職員定員法案を議題といたします。質疑の通告がありますからして、これを許します。

○木村(樂)委員 一昨日も私から國鉄の方の資料を要求いたしておりますのにまだ出て来ない。しかも定員法は審議しなければならぬ重大段階に入つてゐるのに、一番大きな問題であるところの國有鉄道従業員の、われ／＼が要求いたしました資料が出ないのではありません。定員法の審議をやる途上においてこれが出ない、通信省の方はきわめて簡単なものが出ましたけれども、あのようなものではわれ／＼が要求した資料にはならない。要求したような資料を出してもらふ、まずこれを出してから定員法の審議に入らなかつたならばこれは審議できない。従つて

さつそくその資料を出してもらい、このような重大な法案を審議するにあつて資料なしにやり、それからまた公務員法関係と、人事院の方と非常に関連のある問題ですから、淺井人事院總裁がお出でにならなくて本多國務大臣だけでは問題にならない。所屬の國務大臣が出なければいけない。それによつていろいろの所屬範圍においてやらなければならぬ。というのは提案理由を説明した際に、本多國務大臣が各所屬の問題については、各關係大臣から御説明をさせるからと説明しておりました。これが出ていないととても具體的な質問ができない。これは私が言うのではなく、本多國務大臣自身が提案理由の説明のときに申しておられますので、約束を履行してもらわなければ困ります。

○齋藤委員長 大蔵大臣はただちに來られます。それから人事院總裁は今GHQに行つてゐるらしいので、いずれ午後には來られるらしいです。

○土橋委員 ただいま同僚木村委員からお話がありましたように、この問題は憲法の規定及び國家公務員法に關連し、また人事院規則の十一号〇の規定にも關係しておりますので、そういう基本的なものが解決をしないのに、この法案を政府の責任においてこの國會へ上程するが至当であるかどうかというところに疑問を持つてゐるのであります。従ひまして人事院總裁が出席せられまして、憲法上の疑義、また國家公務員法第七十八條第四号の規定、かようなものについて人事院の關係、憲法第七十三條第四号並びに六号等の規定から十分討議をして、かような法案を政府が出し得る権限があるのかどうか

という点について、根本的に話を進めなければ、具体的に法案の細部にわたつて検討することはできないのであります。もしさうなことが考慮せられることなく、この本國會においてただいまの定員法が審議せられるならば、これは法律を犯して、あるいは憲法を犯してやうなきらいが多分にあるので、そういう御処置を委員長の方においてとられまして、そうして行政管理局の責任者である本多國務大臣、人事院總裁であります淺井氏が出られまして、そういう点が明確になりましてから、この内容を討議するのが至当であらう、かようにわれ／＼は考えておるのでありますから、そのお手配をただちにとられんことをわれわれは要望いたしまして、その内容が終らなければ、定員法そのものについて審議に入らない、かように議事進行に關して申し上げる次第であります。

○齋藤委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○齋藤委員長 それでは速記を続けましょう。

○成田委員 大蔵省設置法と今問題になつております定員法の關係でお伺いしたいのでありますが、大蔵省設置法は國稅廳の新設に伴つて大幅の修正をされた。従つて定員につきましても、全体の定員は足らないかもしれませんが、定員法によりまして、当然外局である國稅廳については、その数字を定員法に規定しなければならぬ。そうすると、今度は定員法そのものが修正されなければならぬ。そうすると、政府原案が、國會法五十九條の關係で、内閣が、各議院の會議又は委員會において

で議題となつた議案を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。こゝになつてゐるのであります。そういたしますと、この大蔵省設置法の修正について議院の承諾があつたかどうか。政府は今さういふふうな手続をとつてゐるかどうか。それについての御意見を承りたい。

○河野(通)政府委員 お答えいたします。大蔵省設置法の修正を先般お願いしたのであります。それに伴ひまして、政府の關係で國稅廳として本省から外局に分離いたされまして、お話のように、定員法を修正いたす必要がございます。この点は現在のところでは、大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案というものが、今本委員會に付託されてゐるわけでありまして、この法律案を政府の手によりまして修正をお願いいたします。この点は実は昨日よく關係方面からのアプルーバルを得たのであります。本日の議院運営委員會でこの点をお取上げいただき、本日の本會議において院議に付せられる予定に聞いております。そういたしますと、その大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に關する法律案の修正案をきよの院議にかけていただく、その修正案の中で行政機関職員定員法の改正が出るわけでありまして、その改正は本案といたしましては法令の整理に關する法律案の第三十七條に、行政機関職員定員法の一部を次のように改正するといふことになりまして、國稅廳と本省とがわかれる、こういう整理をいたしております。全体といたしましては人員は増員はございません。

○成田委員 事情はわかりました。本

日提案されるその法案に定員法の一部修正が出るようであります。そうしますと國會法五十九條の趣旨から言つて「その院の承諾を要する。」ので、定員法の審議は見合していただきたい。これは五十九條の趣旨から責任を持つてやれませんか、議決されるまで審議を見合せていただきます。

○齋藤委員長 それでは委員長として宣告いたします。この会は一時休憩して、午後一時から開きます。

午前十一時四十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

賠償臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月十三日印刷

昭和二十四年七月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局